

学校法人千葉敬愛学園 規程集

最上位 > 第2編 教学 > 第3章 研究

千葉敬愛短期大学における公的研究費の運営・管理に関する通報及び告発に係わる窓口に関する規程

最終改正 平成27年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、「千葉敬愛短期大学における公的研究費の運営・管理に関する規程」第17条の規定に基づき、競争的研究資金等の不正使用に関する大学内外からの通報及び告発についての窓口の設置に関する必要な事項を定める。

(短期大学内外からの通報及び告発についての窓口)

第2条 この窓口は、教員2名、事務局長、事務室長が担当する。

2 通報及び告発についての窓口となる教員2名は、教授会より選出される。

3 窓口となる教員2名の任期は、2年とし、再任を妨げないが、任期は、2期を限度とする。

4 窓口となる教員2名は、検収業務に携わる。

(窓口の任務)

第3条 窓口担当者の任務は、各個人のプライバシーに十分に配慮し、通報者及び告発者が、話しやすい環境をつくり、真実を聴取するものとする。

2 窓口担当者は、通報及び告発を受けた事柄について、通報者及び告発者の同意を得たうえで、速やかに最高管理責任者又は直属の長である管理責任者へ報告するものとする。

(窓口担当者の責務)

第4条 窓口担当者の任務は、通報者及び告発者との信頼関係のもとに成り立つものであって、個人の人権やプライバシーを厳守しなければならない。

2 通報及び告発に携わった者は、その任務遂行上知り得た秘密は、漏らしてはならない。また、職務を退いた後といえども同様とする。

(規程の改廃等)

第5条 この規程の改廃は、教授会の議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成19年11月1日から施行する。

2 第2条第2項の規定により、最初に任命された委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。